

## 重要用語の解説

用語	説明
景観	景観の「景」は「景色」「風景」のことで、景観の「観」は、ものの見方や感じ方を意味する言葉です。つまり「景観」とは、目に見える現象だけではなく、その景色や風景についての感じ方や価値観などを含めたものを言います。
景観法	平成16年に制定された日本で初めての景観に関する法律。これまでの地方公共団体の取り組みを踏まえ、良好な景観の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、良好な景観のための行為の制限、景観地区や景観重要建造物等の指定による保全・活用等を定めています。
景観行政団体	景観法第7条第1項に規定する「景観法に基づく景観計画を策定しそれを実施する主体」をいいます。政令市、中核市、都道府県が自動的に景観行政団体となります。また、その他の市町村は、都道府県知事の同意を得て、景観行政団体になることができます。本市は、平成18年4月に景観行政団体になりました。
景観計画	景観法第8条第1項に規定する「景観行政団体が定める地域の特性にふさわしい良好な景観の形成に関する計画」をいいます。良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項等を定めることができます。
景観ゾーン	地形、土地利用などの性質を考え、一体的に景観形成を進めるべき範囲をいいます。
景観ベルト	道路、河川、海岸及び丘陵地などで帯状の場所で、景観の保全及び創出が望まれる範囲です。景観ベルトについては、景観重要公共施設等に指定し、整備や保全等により景観形成を図っていきます。
景観拠点	商業や行政機能などの都市機能の集積が見られる場所で、特別景観まちづくり地区等に指定し、景観形成を図る場所です。
景観ポイント	ゾーンの景観特性を良く表し、茅ヶ崎の「見どころ」となっている（もしくは、将来的になる）場所で、本計画の達成度を確認する定点観測を行う場所でもあります。景観ポイントで行われる公共施設等の整備やまちづくり活動については、ポイントの方針に基づき、景観形成を図ります。
眺望点	市内の中でも見晴らしの良い地点で、ゾーン、ベルト、拠点及びポイントの中でも特に当該点からの見晴らしを確保すべき点です。
眺望景観	眺望景観は、眺望点から見た景観のことをいいます。
景観地区	景観法第61条に規定する「より積極的に景観形成を図ることを目的に、都市計画に建築物の形態意匠、高さ、壁面の位置、敷地面積等を定める地区」をいいます。
指定地区	「景観まちづくりを積極的に行う地区として市が指定する地区」をいいます。「特別景観まちづくり地区」と「景観まちづくり地区」があり、地区独自の景観形成基準を定め、届出制度等による規制誘導を行います。
特別景観まちづくり地区	市内には「茅ヶ崎駅北口周辺」「浜見平地区」「茅ヶ崎海岸・漁港周辺」「辻堂駅西口周辺」の4つの特別景観まちづくり地区があり、良好な景観を作るために建物の外壁の色彩等の基準が定められています。